

JAB RL363（第4版案）に対するパブリックコメント及び事務局回答

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	鈴木英伸	付属書 P11/ 16	10 & 28 & 31	E	「空間線量率測定用実用サーベイメータ」と「実用サーベイメータ」という書きぶりについて コメント： 空間線量率測定用実用サーベイメータ、 実用サーベイメータの 「実用」という用語を削除しても内容は同じ。 製品規格などと整合させることが望ましい。	「空間線量率測定用実用サーベイメータ」の実用を削除し「空間線量率測定用サーベイメータ」に、 「実用サーベイメータ」は「サーベイメータ」とする。	
2	鈴木英伸	付属書 P11/ 16	18	E	JCSS 登録校正 コメント： 11行目では、JCSS 校正という書きぶりなので整合させる。	「JCSS 校正」とする。	
3	鈴木英伸	付属書 P11/ 16	24	E	カバーしない コメント： カバーしないという書きぶりは、22行目の書きぶり	「カバーしていない」、または「カバーできていない」とする。	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					整合しないのではないかと。 「今はカバーしていないが、 今後の検討が期待されている」という書きぶりがあるので、それと同じく読み取れる書きぶりにしておくことが望ましいのではないかと。		
4	鈴木英伸	付属書 P11 / 16	25	E	確認されている。保証することにより・・・ コメント： 「。」で文が途切れているのではないのでしょうか、修文するとわかりやすくなると思います。	確認され、保証されること・・・	○「保証することにより拡張を行っている。」を削除
5	鈴木英伸	付属書 P11 / 16	29	E	・・・に関するガイドラインを定める。 コメント： JAB RL331との関連についての説明(文)が必要になるのではないのでしょうか。	に関するガイドラインを定める。 「このガイドラインは RL331 を補足するものであり、超えるものではない。」を追記する。	
6	鈴木英伸	付属書 P11 / 16	32	E	標準点線源 コメント 標準点線源の「点」は必要か 標準線源でよいのではないのでしょうか。	標準線源	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
7	鈴木英伸	付属書 P12 /16	5 ~ 6	T	<p>・・・できていない低線量率領域については、電気的特性の評価 (JISZ4333 参照) などにより線計性を確認する必要がある。</p> <p>コメント： 6. 参考文献の 60846-1 IEC:2009 には、Annex C (informative) Calibration of ambient dose equivalent (rate) meters for environmental monitoring がある。「Informative」ではあるが、線源を用いた線計性の確認(方法)が示されている。</p>	<p>・・・できていない低線量率領域については、線計性を確認する必要がある。線計性の確認方法は、電気的特性の評価 (JISZ 4 3 3 3 参照) や IEC 6 0846-1 (:2009) の Annex C の方法がある。</p>	<p>×</p> <p>IEC 60846-1(2009)の Annex C は、線形性の確認方法というより「バックグラウンド成分が校正定数に影響を与える低線量領域では、バックグラウンド線量率を差し引くとよい」といった内容であり、参照には適しない。</p> <p>IEC 60846-1 は、5.5.2 項の本文及び備考で引用されていることから、参考文献から引用規格に移動する。</p> <p>なお、JIS Z 4333 は 2014 年 3 月 20 日付で発行されており、JAB RL363 の 5.2.2 項備考に関係する技術的内容の改定があるため、審議を継続する。そのため、今回は、JAB RL363 の発行を見合わせ、新規格の内容を反映して発行する予定。</p>
8	鈴木英伸	付属書 P12 /16	7	T & Q	<p>一般校正に使用する参照標準(線源)について。</p> <p>コメント ISO4037-2 の 7. 1 項に、線源出力の使い方が規定されているので 参考文献に、この I S O を加えることを推奨します。</p>	ISO4037-2 を参考文献に加える。	<p>×</p> <p>ISO 4037-2 は JIS Z 4511 の引用規格となっていない。</p> <p>また、ISO 4037-2 の 7.1 で参考となるような箇所は、“<u>線量計の校正は標準測定器で値付けられた場で行うべきだが、10 μGy/h 未満の低線量域では線量率が値付けられた線源を用いることも容認される。</u>” 旨の記述かと察するが、RL363 の 付属書 (p11/16) 31-33 行には、“計量トレーサ</p>

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
							<p>ビリティが確保された標準線源”を用いて JIS Z4511 に基づく内部校正をするかトレーサビリティが証明できる外部機関により校正を受けることが規定されており、また参照標準は国家標準または SI にトレーサブルであることが明記されている。校正機関に対するガイドラインではないので、敢えて標準線源の種類や適用について ISO 4037-2 を引用して言及する必要はないと思われる。</p>
9	鈴木英伸	付属書 P12 ／16	11	T & Q	<p>確認校正という用語、及び「試験所が定めても良い。」について コメント： 「校正の周期」という書き出しなので、JIS の確認校正という方法で校正ができると思なされてしまう恐れがあります。確認校正は、校正定数を求める方法ではないので、計測器のマネジメントシステム (JISQ10012) に規定される計量確認という用語とした方がステークホルダー目線に合うのではないのでしょうか。</p>	<p>「計量確認の実施頻度」又は、「校正定数確認の実施頻度」とする。 試験所が定めても良い。の後に「定めるに当たっては、JIS Q 10012 を参考にすると良い。」を追加する。</p>	<p>確認校正は JIS Z 4511 に規定された用語であり、読者に誤解なく通用する用語である。また、JIS Q 10012 を引用することについては、同規格は「計量確認」のインターバルを統計手法によって定めることを推奨し、校正周期については OIML D10 を引用している。該当箇所は校正周期を定める記述であるので OIML D10 を直接引用すればよい。 したがって、「校正周期を定めるに当たっては、OIML D10 (ILAC G24) を参考にするとよい。」を挿入する。 併せて、OIML D10(ILAC G24)を引用文書に加える。</p>

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					又、「試験所が定めても良い。」とあるのでこの定め方についての基準とする文書を参考に示しておくが良いと思います。		
10	鈴木英伸	改訂履 歴	2版	E	確認構成 ミスタッチの修正	確認校正	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。